

# 給電規程

制 定	社規	44:1952.	2.	25
全部改正	社規	648:1966.	9.	10
一部改正	社規	1,920:2019.	4.	1

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、電気事業法第 28 条の 40 第 3 号および第 28 条の 45 により策定された「電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針」に基づき、電力系統の運用に関する基本的事項を定め、電力系統を安定かつ経済的に運用するとともに、良質な電気の供給を確保することを目的とする。

(系統利用者に対する公平性の確保)

第 2 条 電力系統の運用は、当社を含むすべての系統利用者に対して公平に行う。

(用語の定義)

第 3 条 この規程における主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「電力系統」(以下「系統」という。)とは、発電所、変電所、開閉所および電線路(送電線路および配電線路)をもって構成する電力供給の系統をいう。
- (2) 「給電指令機関」とは、中央給電指令所(以下「指令所」という。), 基幹給電制御所および火力発電所に対して給電指令を発する制御所をいう。
- (3) 「運転機関」とは、直接系統運用に関係のある機器の運転・操作を行う基幹給電制御所および制御所をいう。
- (4) 「制御担当箇所」とは、系統のうち高圧配電線路および 22kV 電線路により接続構成される配電系統を運転管理する総括営業所運転制御センターおよび隠岐営業所配電課をいう。

## 第 2 章 給電指令およびその機関

(給電指令の適用)

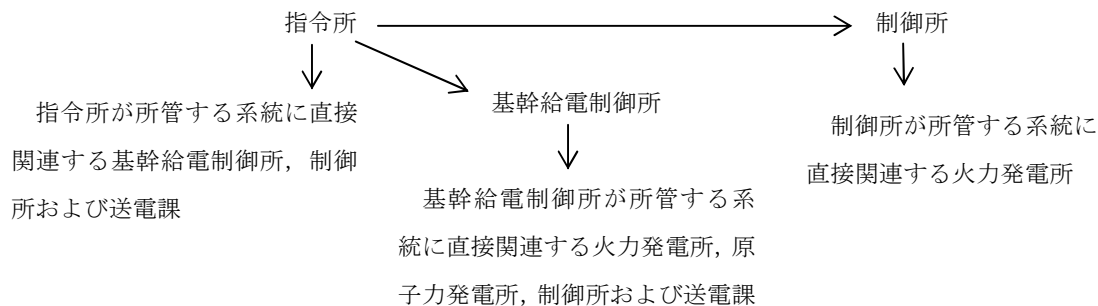
第 4 条 直接系統運用に関係のある機器の運転および操作は、運転機関および制御担当箇所が所管する系統を除き、すべて給電指令に基づき行う。ただし、あらかじめ定められた場合または緊急やむを得ない場合を除く。

(給電指令の発受・遵守)

第 5 条 給電指令は、次条に定める給電指令系統にしたがって正確かつ迅速に行い、受令者は、これをすみやかに実施する。この場合受令者は、必要に応じて意見を述べる。

(給電指令系統)

第 6 条 給電指令系統は、原則として次のとおりとする。ただし、発電所への制御信号による指令は、指令所から直接行う。



指令所、基幹給電制御所および制御所が所管する系統は、別に定める。

(給電指令のおよぶ範囲)

第7条 非常時等でやむを得ない場合、給電指令機関の給電指令が系統上およぶ範囲は、次のとおりとする。

給電指令機関	給電指令のおよぶ範囲
指令所	全系統
基幹給電制御所	指令所が所管する系統以外の系統

(給電指令機関の勤務)

第8条 給電指令機関には当直の責任者をおき、交替勤務によって常時その業務を行う。

### 第3章 系統の運用計画

(需給計画)

第9条 送配電カンパニー部長(系統運用) (以下「部長(系統運用)」という。)は、需要の推移および發送変電設備の稼動状況を勘案し、当社供給区域における需給計画を作成し、当社供給区域の安定的かつ公平な電力需給をはかる。

(停電作業計画)

第10条 部長(系統運用)、指令所長、基幹給電制御所長、統括電力所長、総括営業所運転制御センター所長および隠岐営業所配電課長は、電力需給の均衡・系統の安定・経済性等を考慮し、別に定める区分に応じて、送変電設備(離島の発電設備を含む。)の停電作業計画を作成する。

(系統運用計画)

第11条 部長(系統運用)および統括電力所長は、系統構成・發送変電設備の運用・目標電圧の設定等系統運用計画を作成し、系統運用の円滑をはかる。この場合、指令所および基幹給電制御所が所管する系統については部長(系統運用)、制御所が所管する系統については統括電力所長が作成する。

## 第4章 系統運用

### 第1節 常時の系統運用

(系統の運用)

第12条 系統は、常時全系統（他会社の系統を含む。）を並列運転することを原則とし、安定した系統構成で運用する。

(電圧および無効電力の調整)

第13条 需要者の電圧を標準値に保つため、系統各所の目標電圧の維持に努めるとともに、無効電力の配分を適正に行い、電力損失を軽減するよう調整する。

(周波数調整)

第14条 指令所は、必要な調整力をあらかじめ確保するとともに、地域間連系線潮流を計画潮流に調整し、周波数を標準値に維持するよう努める。

(経済運用)

第15条 系統の経済運用は、系統利用者の公平性を確保したうえで、調整力の合理的な運用によって行う。

(系統操作)

第16条 系統操作を行う場合は、系統の運転状態を把握し、安全・確実かつ円滑に行う。

(記録報告)

第17条 部長（系統運用）は、系統の総合運用に必要な給電記録（気象関係記録を含む。）または情報を収集し、必要に応じ関係箇所へ報告または連絡する。

2. 火力・原子力発電所の主管課長、送電課長および運転機関の長は、系統運用に必要と認められる事項について、積極的に時機を失せず、給電指令機関の長に通報する。

### 第2節 異常時の系統運用

(事故発生のおそれのある場合の事前対策)

第18条 天災地変その他により系統に事故が発生するおそれのある場合は、情報連絡に努め、事故に対する迅速・適切な事故防止対策を行い電力供給の確保をはかる。

2. 人身に被害がおよぶおそれがある場合は、情報連絡に努め、迅速・適切な処置を行い、人身の安全確保に努める。

(事故時の処置)

第19条 給電指令機関は、系統に事故が発生した場合、すみやかに関係箇所から事故の状況について連絡を受け、その状況を把握し事故の拡大防止および系統の復旧操作について、的確な処置を行う。

2. 火力・原子力発電所および運転機関は、事故が発生した場合、自主的にあらかじめ定められた復旧

操作を行うとともに、すみやかに給電指令機関に状況を連絡する。

3. 電力設備保安および系統安定維持のため緊急やむを得ない場合には、発電機の出力増加または出力抑制もしくは停止、あるいは需要の抑制または遮断の処置を行う。

(電気事故報告)

第 20 条 火力・原子力発電所の主管課長,送電課長および運転機関の長は,系統に事故が発生した場合,必要事項について部長(系統運用)に通報する。

## 第 5 章 その他

(通信の優先使用)

第 21 条 給電指令用回線が使用できない場合において,系統の運転・操作を行うため必要がある場合は,他の回線を優先して使用することができる。

(運転機関および制御担当箇所が所管する系統およびその取扱い)

第 22 条 運転機関および制御担当箇所が所管する系統の範囲およびその系統の運転・操作の取扱いについては,別に定めるところによる。